平成２１年（フ）第２０２号
香川県丸亀市川西町南甲247番地１
破産者　株式会社共栄
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１１８号
長崎県長崎市天神町１番１号
破産者　株式会社カタエ
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４４４号
埼玉県上尾市大字小泉84番地19
破産者　小清水禮子
１　決定年月日　平成24年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９４号
千葉県柏市関場町６番57号
破産者　小松　俊廣
１　決定年月日　平成24年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９８号
埼玉県川口市芝中田１丁目８番14号
破産者　大音　正安
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９９号
埼玉県川口市芝中田１丁目８番14号
破産者　大音　弘子
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２４５号
札幌市白石区菊水３条５丁目２番３―301号
破産者　中山　順三
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９０号
札幌市手稲区富丘２条５丁目３番17号　25ハイツ１号
破産者　神田　英治
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４５５号
札幌市東区北39条東12丁目２番24号
破産者　平田　幸博
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６号
北海道旭川市７条西６丁目１番16号　旭西サンパーク３Ｆ302
破産者　三浦　孝志
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５号
青森県五所川原市大字漆川字袖掛105番地１大滝荘５号、開始決定時の住所青森県五所川原市金木町芦野84番地607
破産者　鳴海真知美（旧姓近村）
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１０７０号
仙台市青葉区千代田町８番25号　コーポ渡辺103
破産者　村山　一男
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９１号
仙台市泉区将監１丁目27番10号　ウィンミルＮｏ６―211、従前の住所仙台市泉区桂４丁目11番地の５
破産者　内田　恵子
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０４号
宮城県塩竈市舟入２丁目６番12号　オンワードスズキ204号、従前の住所仙台市宮城野区高砂１丁目177番地の１　グラン・コート高砂ステーション905
破産者　加藤　正樹
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０５号
宮城県塩竈市舟入２丁目６番12号　オンワードスズキ204号、従前の住所仙台市宮城野区高砂１丁目177番地の１　グラン・コート高砂ステーション905
破産者　加藤　斐子
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１３号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲406番地１
破産者　久河　保男
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
千葉県銚子市笠上町6083番地の７
破産者　糸川　貞夫
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第７４４号
川崎市宮前区馬絹1619番地１　ハイツ長岡101
破産者　西島　浩徳
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
富山県高岡市泉町７番20―313号　グランハイツ泉町、旧住所名古屋市港区南十一番町５丁目１番地の12　宝マンション東海通第５―507号
破産者　西川伊佐夫
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部